

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震」における被災学生に対する特別措置について

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震」により被害に遭われた皆様には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

関西大学では、上記の災害で被災された在学生に対し、経済的支援を図るために、申し出により、被災の状況に応じて特別措置を講じることといたしました。

つきましては、該当する人で、特別措置を希望する場合は、必要書類を揃えて各キャンパスの以下の窓口申請してください。

千里山キャンパス：教務センターあるいは専門職大学院事務グループ

高槻キャンパス：総合情報学部オフィス

高槻ミューズキャンパス：ミューズオフィス

堺キャンパス：堺キャンパス教務・学生オフィス

1 対象者

平成 23 年度本学に在学する学生で、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費支弁者が居住して被災され、以下に該当する人

ア 家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者

イ 家屋の半壊等、上記アの程度に至らない被災者

2 特別措置の内容・方法

平成 23 年度春学期分の授業料・教育充実費・実験実習料（以下、「授業料等」という。）の減免を行います。減免の内容については、全額または半額とし、申請書に基づき決定します。

3 必要書類

(1) 被災者特別措置申請書〔本学所定の様式〕

(2) 被災状況を証明する書類^(注)

ア 罹災証明書

倒壊・浸水については当該家屋所在地の市区町村役場、焼失については被災地を管轄する消防署が発行します。

被害の状況（全壊、半壊等）が明示されていることが必要です。

イ 死亡診断書

学費支弁者が被災により死亡した場合に必要です。

ウ 診断書

学費支弁者が被災により重傷を負った場合に必要です。医師が作成したもので、傷害の状況、全治に要する期間、後遺障害の有無、入院加療・通院加療の期間等について記載されたものを提出してください。

(注) 必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

4 申請期限

平成 23 年 4 月 30 日（土）までに、各キャンパスの窓口（千里山キャンパスは教務センターあるいは専門職大学院事務グループ、高槻キャンパスは総合情報学部オフィス、高槻ミュージズキャンパスはミュージズオフィス、堺キャンパスは堺キャンパス教務・学生オフィス）に提出してください。

なお、申請書類等の準備が間に合わない場合は、上記期限までに、各キャンパスの窓口には必ずご相談ください。

5 その他

- (1) 今回の特別措置は、平成 23 年度春学期分授業料等に対してのみ適用するものです。
- (2) 本学から 4 月 20 日頃「春学期授業料納入用紙」を発送しますが、特別措置を申請された場合は、大学から指示があるまで授業料の納入をお待ちください。

以 上

平成 23 年 3 月 24 日

関 西 大 学

被災者特別措置申請書 (在学生用)

申請年月日： 年 月 日

関西大学長殿

2011年の東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震により下記のとおり被災しましたので、特別措置を申請します。

申請者	学籍番号		保 証 人	フリガナ	
	フリガナ			氏名	
	氏名			続柄	
	生年月日			連絡先	
	連絡先	〒 -		住所	
	住所			電話番号	() -
	電話番号	() -		携帯電話	() -
	携帯電話	() -		E-mail	
被災状況	該当する区分	<input type="checkbox"/> 家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者 <input type="checkbox"/> 家屋の半壊等、上記の程度に至らない被災者			
	被災状況 (できる限り詳細に記入してください)				
	提出する証明書 (写し)	<input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> その他(書類の名称:)			

※大学使用欄 (記入しないでください)

受付日	区分	備考
	<input type="checkbox"/> 全額 <input type="checkbox"/> 半額	